資料２－３

不当廉売関税の課税手続きの流れ

課税を求める書面を提出

○国内生産者は、①ダンピング輸入の事実及び②当該輸入による国内産業の損害の事実等についての十分な証拠を添えて財務大臣宛に課税を求める書面を提出（※）。

※　上記における「十分な証拠」とは、合理的に入手可能な情報に基づく証拠とされています。また、「課税を求める書面」の提出後、必要に応じ補正が求められる場合があります。

原則2ヶ月を目途

調査開始

調査せず

○調査当局は、上記①及び②について、十分な証拠があると認められる場合には、調査を開始。

原則１年以内（最大18ヶ月）

質問状の送付･回答

○調査当局から、①ダンピング輸入の事実、②当該輸入による国内産業の損害の事実の有無等を確認するため、調査対象産品の海外供給者（輸出国生産者、輸出者）・国内生産者・輸入者・利用者に対し質問状を送付。

回答内容の確認･分析

○調査当局が質問状への回答内容を確認・分析の上、必要に応じ、不十分な回答部分を指摘し、追加質問等を実施。

現地調査（調査開始から6ヶ月後）

○質問状の回答内容について、実際の帳簿との照合等を行い、質問状の回答の正確性・完全性を確認。

仮決定（調査開始から8ヶ月後）

暫定措置

○①ダンピング輸入の事実、②国内産業への実質的損害の発生、③両者の因果関係の存在が推定できる場合、最終決定の前に仮の決定を行い、原則４ヶ月以内の暫定的な課税（暫定措置）を発動 。

重要事実の開示（調査開始から10ヶ月後）

○利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実（課税の理由、ダンピングマージン等）を開示。

○利害関係者は、所定期間内における書面による反論が可能。

調査終了

最終決定（調査開始から1年後）

○アンチダンピング課税の是非、税率等に関する最終的な決定。

課税

課税せず